

自然災害後の住宅再建支援における公的支援の可能性に関する検討
ーハリケーン・カトリーナ後の住宅再建支援施策の分析ー

代表 牧 紀男（京都大学防災研究所巨大災害研究センター 准教授）

委員 佐藤慶一（東京工業大学都市地震工学センター 研究員）

〔研究報告要旨〕

本研究は 2005 年ハリケーン・カトリーナ災害後に創設された被災者に対する最大 150、000 ドルの住宅再建支援制度、ならびにニューオリンズの復興プロセスの分析から 1995 年阪神・淡路大震災以降、大きな議論となっている自然災害後の住宅再建支援における公的支援のあり方について検討を行ったものである。ハリケーン・カトリーナの住宅再建支援制度には、単に住宅再建支援を行うのではなく、1) 災害前に洪水保険に加入していなかった世帯に対するペナルティー、2) 住宅再建の際には洪水防止対策を実施、するといった防災力の向上を実現するための仕組みが組み込まれている事、ルイジアナ州においては約 18 万世帯を対象とし平均 6 万ドル程度の再建支援が実施されている事、を明らかにした。また、長期的な人口減少下にあるニューオリンズ市の復興計画策定のプロセスの分析を行いニューオリンズの復興計画策定には 2 年近い期間を要したが、計画策定プロセスにおいて関係者の参画が実現されている事を明らかにした。

2007 年に「生活再建支援法」が改正され、日本においても住宅再建にも利用可能なお金として最大で 300 万円が給付される事となった。しかしながら、ニューオリンズでは住宅を売り払って地域から移転する人が多いために地域コミュニティの復興ができないという問題も発生しており、個別の住宅再建支援を実施する場合、個人の復興を如何にして地域コミュニティの復興につなげていくかが課題である事が明らかになった。